

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第九条）</p> <p>第二章 役員（第十条 第十二条）</p> <p>第三章 業務等（第十三条 第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条 第二十四条）</p> <p>第五章 罰則（第二十五条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人農業技術研究機構法</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条 第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条 第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条 第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人農業技術研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p>

果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであって、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構とする。

（研究機構の目的）

第四条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業技術研究機構とする。

（研究機構の目的）

第三条 独立行政法人農業技術研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

第五条（略）

第六条（略）

（資本金）

第七条（略）

2 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十四条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第四条（略）

第五条（略）

（資本金）

第六条（略）

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。

3 研究機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第九条 政府以外の出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって研究機構その他の第三者に対抗することができない。

第二章 役員

(役員)

第十条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 研究機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

第十一条 (略)

第十二条 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 研究機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

第八条 (略)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く)。

三 (略)

四 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

五 政府等(政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。)以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

七 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く)。

三 (略)

い、その成果を普及すること。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。

(区分経理)

第十四条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二 前条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 前条第二項に規定する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十五条 研究機構は、前条第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十一条 研究機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定

項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの（の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 （略）

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 （略）

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金)

第十六条 研究機構は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができ

° | 2 | 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければなら

(償還計画)

第十七条 研究機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 | 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければなら

(余剰金の運用の特例)

第十八条 研究機構は、第十四条第二号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余剰金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十九条 農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があるときは、研究機構に対し、第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(出資者原簿)

第二十条 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
- 三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(残余財産の分配)

第二十一条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十二条 農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があるときは、研究機構に対し、第十条第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十四条第一号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(協議)

第二十二條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十四条第一号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次

のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣
- 二 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣
- 三 第十四条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣
- 四 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣
- 五 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣
- 六 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣
- 七 第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣
- 2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。
- 3 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十四条 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に規定する業務に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の意見を、同項第六号に規定する業務に関しては第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおとすとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用

する場合を含む。()の規定による勧告をしようとするとき。

第五章 罰則

第二十五条 次各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(主務大臣等)

第十三条 研究機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

第五章 罰則

第十四条 次各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入（第五条の二 第五条の八）</p> <p>第三章 農機具の検査（第六条 第十五条）</p> <p>第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務（第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条 第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）</p> <p>針）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項</p> <p>二 高性能農業機械実用化促進事業（研究機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入（第五条の二 第五条の八）</p> <p>第三章 農機具の検査（第六条 第十五条）</p> <p>第四章 生物系特定産業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務（第十六条）</p> <p>第五章 罰則（第十七条 第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）</p> <p>針）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項</p> <p>二 高性能農業機械実用化促進事業（生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するた</p>

びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。）
の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三・四 (略)

3～5 (略)

(検査)

第六条 (略)

2 (略)

3 型式検査の実施は、研究機構に行わせるものとする。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、研究機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

(検査成績)

第八条の二 研究機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を添えて、その依頼者に合

めに必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。）の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三・四 (略)

3～5 (略)

(検査)

第六条 (略)

2 (略)

3 型式検査の実施は、生物系特定産業技術研究推進機構に行わせるものとする。

(依頼の手続)

第八条 型式検査の依頼は、生物系特定産業技術研究推進機構に対し検査依頼書を提出してするものとする。

2 依頼者は、前項の規定により検査依頼書を提出する際、生物系特定産業技術研究推進機構が業務方法書で定める額の手数料を生物系特定産業技術研究推進機構に対し納付しなければならない。

(検査成績)

第八条の二 生物系特定産業技術研究推進機構は、型式検査を実施した結果、その検査に供した農機具の型式につき、第七条第三項の基準に適合する場合には検査合格証及び検査成績表を、その他の場合には検査成績表を

格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合には合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

2・3 (略)

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができず、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、研究機構に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割(当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合には、当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、研究機構に対し、その旨を届け出ると

添えて、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、その農機具の型式名、検査成績及び依頼者の氏名又は名称並びに合格を通知する場合には合格番号を農林水産大臣に報告しなければならない。

2・3 (略)

(名称等の変更の届出等)

第十条の二 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができず、その氏名若しくは名称又は当該農機具の型式名を変更したときは、生物系特定産業技術研究推進機構に対し、その変更に係る事項を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

2 第九条第一項の規定により検査合格証票を付することができる者が死亡し、合併し、又は分割(当該検査合格証票に係る型式の農機具の製造、輸入又は販売の事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合には、当該相続人、当該合併によつて設立し若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割により当該事業の全部を承継した法人は、遅滞なく、生物系特定産業技術研究推進機構に対し、その旨を届け出るとともに、その事項が第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の記載事項の変更に係るときは、これらの書類を提出してその書換交付を求めなければならない。

3 第九条第一項の一般承継人のうち分割により当該型式の農機具の製造、輸入若しくは販売の事業の一部を承継した法人又は同項の農林水産大臣の承認を受けた者は、遅滞なく、生物系特定産業技術研究推進機構に対し

もに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。

4 研究機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 (略)

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、研究機構が業務方法書で定める額の手数料を研究機構に対し納付しなければならない。

第四章 研究機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

第十六条 研究機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 型式検査の実施等第三章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。

五～七 (略)

、その旨を届け出るとともに、当該型式の農機具に係る第八条の二第一項の検査合格証及び検査成績表の交付を求めなければならない。

4 生物系特定産業技術研究推進機構は、前三項の規定による請求があつた場合には、請求に係る第八条の二第一項の検査合格証又は検査成績表の書換交付又は交付を行うとともに、第一項又は第二項の規定による請求の場合には当該届出に係る変更事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 (略)

6 第一項から第三項までの規定による請求をする者は、生物系特定産業技術研究推進機構が業務方法書で定める額の手数料を生物系特定産業技術研究推進機構に対し納付しなければならない。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機構の農機具の改良に関する試験研究等の業務

(農機具の改良に関する試験研究等の業務)

第十六条 生物系特定産業技術研究推進機構は、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良等に関する試験研究及び調査等並びに農機具についての検査の業務を総合的かつ効率的に行い、その試験研究及び調査の成果の普及を図ることを目的として、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 型式検査の実施等第二章の規定によりその業務に属させられた事項を処理すること。

五～七 (略)

2

(略)

2

(略)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一	名称	石油公団	石油公団	石油公団	石油公団	石油公団	石油公団	改 正 案
	根拠法	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	
別表第一	名称	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団	現 行
	根拠法	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）	

別表第一	名 称	新東京国際空港公団	石油公団	(略)	改 正 案
	根 拠 法	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	(略)	
別表第一	名 称	新東京国際空港公団	石油公団	(略)	現 行
	根 拠 法	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	(略)	
	名 称	新東京国際空港公団	生物系特定産業技術研究推進機構	(略)	
	根 拠 法	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）	生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）	(略)	

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる独立行政法人に関すること。</p> <p>イ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 次に掲げる独立行政法人に関すること。</p> <p>イ 独立行政法人農業技術研究機構</p> <p>ロ～ハ（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七 <u>生物系特定産業技術研究推進機構の監督に関すること。</u></p> <p>八（略）</p>